

マイナビ TalentBase 利用規約

本規約は、株式会社マイナビ（以下「当社」という）が提供するタレントマネジメントのASP サービス「マイナビ TalentBase」および「マイナビ TalentBase」を使った調査・分析・助言・情報提供に関するサービス（以下「本サービス」という）を参画企業に提供する条件を定めるものです。本規約に基づき、表面の利用期間、金額等、申込内容を本サービス契約（以下「本契約」という）として定めるものとします。

第1条 サービスの提供義務

1. 当社は、参画企業に対し、当社がインターネット回線を通じて提供するサービスアプリケーション「マイナビ TalentBase」（以下「本アプリケーション」という）を、当社が提供するそのままの状態で改変を加えることなく使用する非独占的な権限を許諾するものとします。
2. 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを提供します。

第2条 サービスの内容、利用期間、料金および支払い条件

1. 参画企業は当社所定の方法により申込みを行い、当社がこれを承認することにより、当社との間で本契約が成立するものとします。
2. 本サービスの具体的な内容、利用期間、サービス料金およびその支払条件は、申込み時に別途定めるものとします。
3. 本サービスは同一法人単位での契約となります。ただし、本契約を締結した参画企業（法人）が属する企業集団内の連結会社（関連会社を含みません）については、グループ会社利用オプションを契約することで、同一契約での利用を許可します。
4. 参画企業は、参画企業の情報（申込み時に記載する参画企業および参画企業の担当者情報）に変更があった場合、当社指定の方法に従い速やかに通知するものとします。なお、当該変更通知がなされなかったより参画企業が損害を蒙った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
5. 参画企業は、本サービスを利用するにあたり、参画企業の役職員、内定者等（以下「役職員等」という）に対し、本サービスの内容および本サービスに登録した役職員等の情報の利用目的について事前に説明を行い、同意を得るものとします。なお、参画企業は、事前に同意を得た範囲を超えて登録者情報を利用することはできません。
6. 参画企業は、本アプリケーションを方法の如何を問わずコピーし、目的外に使用しないことに同意するものとします。
7. 参画企業は、当社が付与するアクセス権限を使用せずに本アプリケーションを使用してはならないものとします。また、参画企業はアクセス権限を機密情報として管理するものとします。
8. 参画企業は、理由の如何を問わず、アクセス権限のセキュリティーが確保できていな

い恐れがあると判断した場合、直ちに当該事実を当社に告知するものとします。この場合、当社は当該アクセス権限を削除、変更することができるものとし、新たなアクセス権限付与までの間に、参画企業の本アプリケーションの利用が制限される場合であっても、当社は、参画企業に対して何らの賠償責任を負わないものとします。

9. 本サービスの提供にあたって、当社から参画企業に提供される文書、資料、プログラムツール、その他の著作物（以下「資料」といいます）を、参画企業は、社内利用の目的に限り使用できるものとし、有償無償を問わず、参画企業以外の第三者への提供はできないものとします。
10. 参画企業は、第三者に業務を委託する場合または第三者が提供するサービスを利用する場合において、「マイナビTalentBase」を利用して出力されるレポートまたはレポートを加工したものを当該第三者に開示する必要がある場合には、当該事実を事前に当社に通知のうえ、当社の承諾を得るものとします。
11. 参画企業は、サービス料金（初期費用および月額費用）を申込時に定めた支払期日までに当社指定の銀行口座に振込みの方法により支払うものとします。なお、初期費用は納品日（アカウント発行メールの送付日）の属する月に一括請求、月額費用は納品月から毎月請求いたします。
12. サービス料金にかかる消費税等公租公課および支払いに要する費用は、参画企業が負担するものとします。
13. 参画企業は、当社の責に帰すべき事由による解約の場合を除き、当社に支払ったサービス料金の返還を請求することはできません。*
14. 利用期間中に申込み内容の変更を希望する場合、参画企業は当社所定の方法により変更契約の申込みをするものとします。変更後のプランの初期費用が変更前のプランの初期費用を上回る場合、変更前のプランとの差額分を変更契約時に請求するものとします。なお、変更後のプランの初期費用が変更前のプランの初期費用を下回る場合には、差額分の返還は行わないものとします。
15. 利用期間終了日の1ヶ月前までに、所定の解約申請書の提出が無い場合、契約は原契約満了最終月と同一の条件にてさらに12ヶ月の自動継続するものとします。
16. 参画企業は、利用期間内に解約する場合、残存利用期間についての料金を当社に支払うものとします。ただし、オプション契約については、解約希望日の3ヶ月前までに所定の契約変更申込書を提出することで、残存利用期間についての料金の支払いなく、中途解約が可能となります。*
17. トラブル、操作、設定内容に関する問合せは、当社が別途定める方法において、平日（月～金）9:30～17:30まで受け付けます。それ以外の時間帯、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、その他当社所定の休日の場合は、翌営業日以降の対応とします。また、対応や回答に時間を要するものについては、翌日以降となる場合があります。
18. 定期メンテナンスとして、週に一回、日曜日の23時30分より24時00分までの30分間は、本サービスの一切の機能の利用ができなくなります。

19. 本サービスの提供区域は、別途定める場合を除き、日本国内に限ります。日本国外に所在する者の情報は、本サービス上に登録・更新し、利用することはできません。
20. 前項の規定にかかわらず、参画企業は、予め当社と協議して合意に至った場合に限り、日本国外での利用および日本国外に所在する者の情報を登録・更新することができます。なお、当社は、本サービスが日本国外の国または地域の法令等のすべてに対応していることを保証せず、参画企業が本サービスを利用したことにより、日本国外の国や地域の法令等に抵触し問題が生じた場合または損害を被った場合も、一切の責任を負わないものとします。
21. アクセス制限オプションを利用の場合でも、当社はサポート目的でサポート拠点の IP アドレスを登録できるものとします。また、緊急時等には、VPN 接続にてリモートでのアクセスを行う場合があります。
22. テキストマイニング分析の解析対象件数は、アンケート機能で収集したテキスト件数を除く 100 万件までとします。100 万件を超過した場合は、別途追加費用が発生することがあります。
23. 参画企業が Aidemy Business オプションを契約する場合、別途「Aidemy Business 取引約款」および「Aidemy 個人情報取り扱い同意書」に同意のうえ、申込みをするものとします。Aidemy Business オプション契約は、12 ヶ月を最低利用期間とし、本条 16 項但書の定めにかかわらず、最低利用期間内に解約する場合、参画企業は残存利用期間についての料金を当社に支払うものとします。ただし、最低利用期間経過後については、解約希望日の 3 ヶ月前までに所定の契約変更申込書を提出することで、中途解約が可能となります。

第 3 条 サービスの提供方法および環境

本サービスの提供を受けるための参画企業の設備環境は、参画企業自身の費用と責任で用意されるものとします。

第 4 条 機密情報

1. 参画企業および当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスに関し相手方から開示を受けた機密情報（以下「機密情報」という）を第三者（当社においては、当社および第 7 条に定める当社の委託先を除く）に開示漏洩したり、本サービスの提供目的以外の目的で使用したり複製したりしてはならないものとし、本サービスの終了後、速やかに相手方に返却するかまたは廃棄するものとします。なお、次の各号に定める事項は機密情報には該当しないものとします。
 - (1) 機密情報であることが明示されずに開示された情報であって、開示を受けた当事者の合理的な見地からも開示した当事者の機密情報であることが理解しえない情報。
 - (2) 公知の情報またはその後開示を受けた当事者の責によらずに公知となった情報、開示を受けた当事者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

- (3) 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報、相手方の機密情報を用いることなしに独自に開示した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、参画企業および当社は、法令諸規則（自主規制機関の規則等を含む）により機密情報の開示が義務づけられ、または政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会その他の公的機関若しくは自主規制機関により、機密情報の開示を要求された場合には、当該開示を行うことができるものとします。ただし、開示を要求された当事者は、実務上可能な範囲で事前または事後に相手方に通知するものとし、かつ開示範囲を合理的に必要な限度に留めるよう努めるものとします。
3. 本条の定めは本契約終了後から2年間有効に存続するものとします。*

第5条 個人情報

1. 参画企業は、本サービスを利用して人事管理の全部または一部を行うために、参画企業の担当者および役職員等の個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）第2条第1項の定める個人情報を意味し、保存データに含まれる個人情報および本サービスを通じて生成された個人情報をあわせて「参画企業データ」といいます）の管理および取扱いを、次の各号に定める目的達成に必要な範囲で、当社に委託します。
 - (1) 本サービスに関する相談対応等のサポート
 - (2) マイナビ TalentBase の保守、障害調査等、業務運営上必要な対応の実施
 - (3) 参画企業に対する本契約の履行および本サービスに関連したサービスの提案・提供
2. 参画企業は、次の各号に定める事項が真実であることを表明および保証し、その表明および保証が事実と相違した場合には、それにより当社が被った損害を賠償します。
 - (1) 参画企業から当社に委託した参画企業データが適法に収集され、その開示または委託が適法になされたこと（特に、要配慮個人情報またはこれに類する不当な差別に繋がりが得るデータを委託する場合は、情報主体の明示の同意を得ていること）。
 - (2) 当社が参画企業から委託された業務に参画企業データを使用することが適法であること。
3. 当社は、参画企業データを機密として厳重かつ適切に取り扱うものとし、第1項に定める以外の目的で利用せず、かつ、参画企業の同意を得た場合を除き、第三者（第7条に定める委託先を除きます）に開示または提供しません。
4. 当社は、第7条の定めに従い、参画企業データの取扱いを第三者に再委託することがあります。この場合、当社は、当該再委託先に対して、本条に基づく当社の義務と同等の義務を負わせたうえ、必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、参画企業から指示を受けた場合または本サービスの提供が終了した場合には、委託を受けた参画企業データを30日以内に削除し、再委託しているときには、再委託先に対して、再委託契約に基づき削除するよう求めます。なお、参画企業は、当社や再委託先に委託した参画企業データの返還を求めることはできません。

第6条 情報の利用

1. 当社は、参画企業情報および参画企業から管理を預託された個人情報を出し・集計して統計データを作成し、利用できるものとし、特定の個人が識別されることのないようにいたします。なお、この場合の統計データに関する著作権は、当社に帰属するものとし、また、当社は、統計データの作成について、第三者に委託する場合があります、参画企業はこれを予め承諾するものとし、また、その場合、当社は当該第三者に対して当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、
2. 当社は、本サービスの向上や機能改善を目的として、参画企業の本サービスの利用状況等を分析することがあるものとし、参画企業はこれを予め承諾するものとし、

第7条 再委託

当社は、当社の責に於いて、本サービスの提供の全部または一部を第三者に再委託し、当社が指定する場所で実施することができ、また本サービスの提供のために必要最小限の範囲内で、当該第三者に機密情報を開示することができるものとし、参画企業は予めこれを了承します。

第8条 知的財産権

1. 本アプリケーションを通じて参画企業に提供される著作物、ノウハウ等の知的財産権はすべて当社に帰属するものとし、
2. 参画企業は、本アプリケーションに改変・加工その他の変更を加えたり、本アプリケーションまたは本サービスと同一または類似のアプリケーションまたはサービスを第三者に対して販売、提供したりしないものとし、
3. 参画企業が前項に違反し、または違反するおそれがある行為を行ったと当社が疑うに足りる相当な理由がある場合は、当社の営業上の利益が侵害されるおそれがあるか否かは参画企業に故意・過失があるか否かを問わず、当社は、直ちに当該行為の停止または予防を請求することができるものとし、これについて参画企業は異議を述べないものとし、
4. 当社の責に帰すべき事由により、参画企業が本契約所定の条件の下で本サービスを使用することに対し第三者から知的財産権侵害を理由とする請求がなされた場合またはその虞がある場合は、本条項所定の条件の下で当社の費用と責任においてこれを防御、解決するものとし、参画企業が負担した費用または蒙った損害を賠償するか、参画企業が引き続き納入物件を利用する権利を取得するか、本サービスが知的財産権を侵害せず本条項に適合するものに変更するか、受領済のサービス料金相当額を上限とした金額を返金するものとし、ただし、次の各号の全てが充足されないときには、当社は参画企業が負担した費用または蒙った損害に責任を負うものではありません。*
 - (1) 抗弁および解決について全ての裁量を当社に与えること。
 - (2) 請求がなされた場合遅滞なく書面により当社に通知するとともに、当社が必要とする

情報を当社に提供すること。

- (3) 当社による解決および抗弁のために合理的な範囲内で参画企業が協力すること。

第9条 有効期間および契約の解除

1. 本契約は、本サービスの利用期間が終了するまで有効とします。ただし、本規約のうち、条項の末尾に"*"マークが付されている条項は以後も有効とします。*
2. 参画企業または当社は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約に定める義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通告をもって本契約を解除することができるものとします。
3. 参画企業または当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 申込み時の情報に虚偽があったとき。
 - (2) 支払の停止または差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき、任意整理に着手したとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、公租公課の滞納処分を受けたとき、監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
 - (4) 廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行なったとき。
 - (5) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ本条項に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
4. 前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとします。また、相手方が直ちに本契約を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとします。*

第10条 提供中止

1. 当社は、本サービスを原則として定期メンテナンスを除く 24 時間、毎日提供し、善良なる管理者の注意義務を以って作業にあたるものとします。ただし、次の各号に該当する場合には、参画企業に事前に通知することなく本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 本サービス提供用の設備の保守修繕または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 電気通信事業者の都合により、当社が当該電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線設備の使用が不能なとき。
 - (3) 天災地変、戦争、テロ活動等の破壊活動その他の非常事態により本サービスの提供が困難なとき。
 - (4) 災害、停電その他当社のコントロールできない事由、その他当社の事情によらない事

由により本サービスの提供が困難なとき。

2. 当社は、1 ヶ月の予告期間をもって参画企業に通知のうえ、本サービスを長期的に中断または終了することができるものとします。
3. 当社は、本条に定めるところによる提供の中止、中断または終了により参画企業が損害を被った場合でも責任を負いません。

第11条 責任

1. 当社が本契約に基づいて負う責任(条項、不法行為、保証の違反、権利侵害、その他の事情から生じる責任を含む)の総額は、如何なる場合においても、参画企業が当社に支払ったサービス料金相当額(月額払いの場合は月額相当額、年額払いの場合は年額相当額、一括払いの場合は一括払い金額相当額とし、参画企業の支払い条件と同一とします)を超過しないものとします。また、当社は、参画企業に現実が発生した通常且つ直接の損害についてのみ賠償の責を負うものとし、逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果損害、事業利益の損失、事業の中断、データの損失、当社の責によらないハードウェアおよびソフトウェアの不具合による損害、参画企業の操作ミスの結果として生じる損害、参画企業またはその指定する者が設置、維持管理する機器装置に起因する損害、納入物件において使用される当社以外の者が提供する物件、ソフトウェアまたはデータの誤謬に起因する損害、ウイルス、ハッキング等不正アクセス行為に起因する損害、当社の予知できなかった設備またはソフトウェアの不具合ならびにトランザクションの過度の集中によるシステムのダウンに起因する損害、電気通信事業者、インターネット接続プロバイダーまたは本邦外の電気通信事業者に起因する損害については、その予見の有無を問わず一切責任を負わないものとします。*
2. 当社は、本サービスに関する参画企業のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じません。*
3. 当社は、当社において故意または重過失がある場合を除き、本サービスの利用において参画企業に損害が生じた場合には責任を負わないものとします。
4. 参画企業は不正アクセス、ソフトウェアの改変等を含む参画企業の不適切な操作の結果、本アプリケーションが停止もしくは本来の効用が阻害される、または本アプリケーションが管理する情報ないしプログラムが漏洩したことによって当社が損害(情報漏洩に対応するための損失、信用の毀損を含む。)を蒙った場合には、その損害を賠償するものとします。
5. 参画企業による本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、参画企業の責任と費用において解決していただくものとします。
6. 本条の定めは、当社の責任範囲のすべてを規定したものです。ただし、当社の故意または重過失によって発生した損害の場合、その他法律上排除または制限しえない強制力がある場合は、当該排除し得ない強制力の及ぶ範囲に於いてこの限りではありません。この場合は、参画企業と当社の合意の上、書面により賠償範囲および賠償額を定

めます。*

第12条 反社会的勢力の排除

1. 参画企業および当社は、次の各号に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを保証し、相手方が次の各号の一に該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、別段の催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」といいます）であること。
 - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。
 - (3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義によります。以下同じ）または業務を再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。
2. 参画企業および当社は、相手方が次の各号に該当したときには、別段の催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (6) 親会社、子会社または業務を再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。
3. 参画企業および当社は、相手方が前二項に定める事由に該当したことに基づき、本契約を解除した場合、相手方に対して損害の賠償を請求することができます。なお、本契約を解除された当事者は、相手方に対して損害の賠償を請求することはできないものとします。

第13条 権利義務譲渡の禁止

参画企業および当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡、継承し、または担保の目的に供してはならないものとします。

第14条 規約の変更

1. 当社は次の各号に定める場合には、参画企業の同意を得ることなく本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、参画企業の一般の利益に適合する場合。

- (2) 本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社WEBサイトに掲示して、参画企業に対して周知するものとします。

第15条 完全合意

本契約は、参画企業および当社の本サービスに関する完全な合意であり、本契約の効力発生以前の他の全ての表明、交渉、了解、連絡または通知に優先します。本契約の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本契約のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持します。ただし、本契約は参画企業と当社の、法律上の権利の行使を制限するものではありません。*

第16条 裁判管轄

本契約の一切の訴訟については、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。*

第17条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法を準拠法とするものとします。

第18条 協議解決

本契約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に規定されていない事項については、当社と参画企業は協議のうえ、これを円満に解決するよう努めます。

以上

■付則

2025年10月1日 制定